

平成22年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第2号）

平成22年9月8日（水）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第51号 瑞穂市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する  
条例について
- 日程第3 議案第52号 瑞穂市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を  
改正する条例について
- 日程第4 議案第53号 平成21年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第54号 平成21年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて
- 日程第6 議案第55号 平成21年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて
- 日程第7 議案第56号 平成21年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第57号 平成21年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第58号 平成21年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第59号 平成21年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて
- 日程第11 議案第60号 平成21年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計歳  
入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第61号 平成21年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第13 議案第62号 平成22年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第63号 平成22年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第64号 平成22年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第65号 平成22年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第66号 平成22年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第67号 平成22年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第68号 平成22年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第69号 平成22年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀 武	2番	土屋 隆 義
3番	熊谷 祐子	4番	西岡 一 成
5番	庄田 昭人	6番	森 治 久
7番	棚橋 敏明	8番	広瀬 武雄
9番	松野 藤四郎	10番	広瀬 捨男
11番	土田 裕	12番	小寺 徹
13番	若井 千尋	14番	清水 治
15番	山田 隆義	16番	広瀬 時男
17番	若園 五朗	18番	星川 睦枝
19番	藤橋 礼治	20番	小川 勝範

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	豊 田 正 利
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	奥 田 尚 道
総 務 部 長	早 瀬 俊 一	市 民 部 兼 巢南庁舎管理部長	伊 藤 脩 祠
福 祉 部 長	宇 野 睦 子	都 市 整 備 部 長	福 富 保 文
調 整 監	岩 田 勝 之	環 境 水 道 部 長	弘 岡 敏
会 計 管 理 者	馬 淵 哲 男	教 育 次 長	林 鉄 雄
監 査 委 員 事 務 局 長	松 井 章 治		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	鷲見 秀意	書 記	清 水 千 尋
--------	-------	-----	---------

開議の宣告

議長（小川勝範君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事を始める前に、熊谷祐子君より、9月3日の議案第50号の質疑において誤りがあり、訂正したいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） おはようございます。議席番号3番、改革の熊谷祐子です。

ただいま議長よりお話がありましたように、私は発言を間違えておりますので、訂正をお願いしたいと思います。

9月3日議会初日、議案第50号人権擁護委員候補者の推薦の中で、瑞穂市男女共同参画推進条例ができていますと発言をしてしまいました。これは現在、瑞穂市男女共同参画推進審議会の中で条例の素案の作成が審議されている途中でございます。傍聴しておりまして、ちょっと勘違いしまして、できていますと発言をしてしまいました。大変失礼をいたしました。発言の訂正をお願いいたします。以上です。

議長（小川勝範君） 以上で訂正発言を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございますが、本日、台風が接近しておりますので、途中で議事日程等を変更する場合がございますので、御理解をしていただきたいと思います。

日程第1 諸般の報告

議長（小川勝範君） 日程第1、諸般の報告を行います。

2件報告します。鷲見事務局長から報告させます。

議会事務局長（鷲見秀意君） 失礼いたします。

議長にかわりまして、2件報告します。

まず1件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を、同条第3項の規定により監査委員から受けております。検査は平成22年7月分が実施されました。7月分については、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でした。

2件目は、西濃環境整備組合議会の結果報告です。

8月31日に同組合の平成22年第2回定例会が開催されました。大垣市の議会構成が変更されたことにより、同組合の野村弘議長と中沢清子副議長が組合議員でなくなったため、組合議会の議長選挙及び副議長選挙が行われました。選挙の結果、大垣市の岩井哲二議長が組合議長に、

訂正発言

大垣市の吉川勝副議長が組合副議長に当選されました。

また、管理者より提出された議案は2件で、まず1件目の西濃環境整備組合副管理者の選任については、堀孝正瑞穂市長が選任されました。また、2件目の平成21年度決算の認定を求めものについての結果は認定されました。以上でございます。

議長（小川勝範君） 以上、報告した2件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんをいただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第51号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第2、議案第51号瑞穂市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第3 議案第52号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第3、議案第52号瑞穂市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第53号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第4、議案第53号平成21年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番、改革の熊谷祐子です。

私は、議案第53号、決算の認定に関して質疑をさせていただきます。

初めに、監査に関する総括質疑をさせていただきます。

監査に関して、3点ほどございますが、事業報告書の32ページについてですが、代表監査委員の実働日数は現在どれくらいでしょうか。と申しますのは、8月3日の瑞穂市特別職報酬審議会の答申の中で、識見者の報酬は年40万円から、日額1万2,000円とすることが妥当であると答申されており、このように変化していくものと思われま。このように変わりますと、実働日数に日額を掛けたものになると思いますので、大体、今後の監査の、包括外部監査の導入などで忙しくもなると思いますが、幾らぐらいになる見通しかということをお聞きしたいと思。います。

あとは自席でお願いします。

議長（小川勝範君） 松井監査委員事務局長。

監査委員事務局長（松井章治君） 代表監査委員の執務日数につきましては、平成21年度につきましては37日ということになります。本年度におきましては、8月までに26日と記憶しております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 平成21年度で約40日ですので、1万2,000円掛けると、大体現在と同じになると思いますが、現在、代表監査委員、識見者の方は、自宅に持ち帰られてなさっていることも多いと伺っておりますので、それがきちんと日額になるとすると、そういうのも役所の方でして計算されるとなると、現在よりは幾らか多くなるんだろうと見当がつきます。3年半の間にホームページに監査の状況が報告されておりますが、包括的な監査と言ってもいいくらいな仕事量をしていらっしゃると思いますので、金額をお聞きしました。

2番目に、監査について、補助金についてお伺いいたします。

事業報告書の33ページと監査意見書の63ページに補助金についての監査がございます。この中を読みますと、補助金交付要綱の見直しをするように、それから補助金の有効性を考えるように、また、事業の確認に努めることと意見書には書かれ、監査結果の報告書には、補助金が出ている各団体について、非常に細かく一つ一つ改めるべき観点が指摘されております。そこで、監査の補助金事業について、私なりの質疑をさせていただきます。

4点させていただきますが、一つ目です。私も、補助団体についてどういうふうに事業に補助金が使われているのかと、議員になってから幾つか質問を受け、調べたことがございますが、私が調べた幾つかのものは、事業報告書1枚で済ませていました。さらに、それ以上調べたいとなると、会計ノートというんですかね、会計をつづったノートとか、領収書を調べたいとな

ると、それは申し出ても、補助金団体の中でそれはやることだから、市役所はそこまでは関知していませんというか、調べられませんという答えが大変私も疑問に思っていました。まず、この事業報告書1枚で済ませている団体、私が調べた団体以外はもっと細かく市はつかんでいるのかどうかはちょっとわかりませんが、今後これを改善して、きちんと事業の確認に努めるようにするのかどうかですね。

それから2番目ですが、その補助金団体の会計報告が補助金団体の全構成員まできちんと会計報告がされているかどうか、これも確認しなければいけないことだと思います。

3点目です。1円に至るまで領収書添付の会計確認が市民だれでもできるように開かれたものになっているかどうか。

4番目に、監査意見書の指摘にありますように、有効性についてですが、現在、市の補助金は、市民団体につきましてはレクリエーション的な団体にかなり偏り、これから市民協働に向けて市民団体、まちづくりに関与する、協働するまちづくり団体の育成が急務になっておると思いますが、私は議員になって何年も、その育成にもっと市が、特に生涯学習課がやっていただけると言っていました。今のところ、そういう新しい予算のつき方は全くありません。したがって、この有効性ですね。補助金を見直すという話は伺っておりますが、平成22年度も一律3%ですか、減額したということも伺っております。23年度に向けてはそういう動きもあるかと思いますが、この有効性ですね。市の施策として新しく補助金を少しでもつけていかなければならないところもあるだろうし、それから、監査にありましたように、繰越金が2割を超すとか、そういうところは、一律ではなく、かなり減額しなければならないところもあると思いますので、以上4点、ただいま補助金についての検討会みたいなものを市も持っているということですので、その辺のお考えを、以上4点についてお聞かせいただけたらと思います。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、熊谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今お話がございましたように、監査委員さんの意見書にも「補助金交付要綱を見直し、補助金の有効性とその確認に努めること」ということでお話をいただいております。この経緯としましては、監査を実施される中で、補助金の、今御指摘がございましたような監査をしようにも、くみ入れない部分もあったというようなことを報告書で聞いております。そういった点について、透明性を図るというような意味で、いわゆる補助団体の状況がわかるような事務システムを構築しなさいというようなお話が所管の方には来ておまして、その指導した内容についても、私たちが把握しておるところでございます。

そこで、市としましては、これは皆様方にお示しさせていただきました瑞穂市行政改革大綱の中で、その問題点を私たちなりに認識をしておまして、具体的に申しますと、この7ペ

ージに今まで実施してきました補助金の見直しについての経緯等が書いてございます。補助金の推移等ということで、それで鋭意努力をしてきたわけですが、さらに補助金のいわゆる質の問題とか、あるいは額の問題とか、いろいろあるわけですが、そこら辺を事務レベルで検討してみたらどうかという、これはいつもやっているんですが、さらにまたそれを深めたいということで、具体的にはこの同じ大綱の中の末尾についています年度別計画表の3ページに今後の課題ということで掲げております。具体的には、既に8月11日だと記憶していますが、プロジェクトを立ち上げまして、横断的に庁舎内の補助事業をリストアップして、そしてその内容について、要は額をどうのこうのというレベルじゃなくて、その補助事業がそもそも補助の目的を達しているか、あるいは補助メニューが今の時代に合っているかという観点から検討をし始めておるところでございます。できれば23年度予算に反映はしたいんですが、場合によっては、相手があることですので、相手の補助交付団体の理解も得られなければなりませんので、そういった手続を踏まえながら、今後の施策に反映させていきたいというふうに考えておるところでございますので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 思い切った補助金の減額ではなく、今、御答弁にありましたように改革を期待したいと思います。

監査に関する3点目ですが、社会福祉協議会への補助金の見直しについてです。

これは、ことしの6月29日に実施された財政援助団体等の監査結果意見書によれば、年度は書いてありませんが、多分、平成21年度、去年のものだと思うんですが、3点指摘されております。一つ目は、収入約2億円の8割強の1億6,600万円が市からの補助金と受託金である。「補助金と受託金について、見直しが検討されることとなると思われる」という書き方がされておりますが、これについて、監査結果に対する措置はどのように考えておられるでしょうか。

二つ目ですが、安易に助成金を交付するだけではなく、その事業内容等検討され、収入全体の7.8%の会費収入については自主運営が可能となるよう、福祉生活課に指導をお願いしたいとあります。この点についてはいかがでしょうか。会費の徴収ですが、私は今まで社会福祉協議会と何度も話し合っただけでしたが、会費という名前である以上は、徴収する前に会員になってくださいと。入会しますという了承を得て会費を取るのが妥当ではないか。その手続を踏まない以上は、1口幾らと寄附をしてくださいと、そういうふうにするべきではないかと申し上げていまして、ネット検索しますと、実際にそういうふうになっている団体もありますね。この辺、指導をお願いしたいと監査の意見書にございますので、どのようにされるのか、お聞きしたいと思います。

3点目ですが、繰越金が助成金以上にある団体、これは社会福祉協議会が補助金を出してい

る団体についての話だと思うんですが、「繰越金が助成金以上である団体、助成期間以上継続して交付する団体について、必要性を検討し、定められた要綱に従って正しく交付するように努められたい」と書いてあります。瑞穂市の社会福祉協議会は、今まで市の福祉課がすべきことも、社会福祉協議会に委託して随分やってきたのではないかと思われるほど、補助金、委託金も多く、それから市の社会福祉協議会の事業も大変ほかのまちに比べて多いと思います。講座などもたくさん活発にやってみえまして、私はそこで幾つも講座を受けまして、大変勉強になりましたが、その案内を出すのに、講座ごとに新聞折り込みに、カラーの、もう本当に立派なチラシをいつもしていますね。ああいうのだから、お金が潤沢にあるからできるわけで、白黒で十分ではないかと思います。それから、社会福祉協議会から補助金を受けている団体がチラシをつくっているわけですが、それもある年までは白黒の地味なものだったのが、市の社会福祉協議会から補助金を受けてつくりましたというただし書きがついた年から、カラーの大変立派なものになりました。お金が潤沢にある時代ならそれでもいいと思いますが、もうどこもけちけちと締めていく時代ですので、それほどお金があるんなら、もっと補助金を減らしてもいいんじゃないかと私は、これはほかの方も言っています。カラーの新聞折り込みが全市に入って、それで応募者が多いことは多くなっていますが、社会福祉協議会ってお金があるんだねということは市民の方も言うておりますので、以上3点、もう1回言わなくていいですかね。

「補助金、受託金について見直しが検討されることとなると思われる」という言い方についてどう思われるか。「安易に助成金を交付するだけでなく、自主運営が可能になるように指導をお願いしたい」という言い方、それから、「繰越金が助成金以上にある団体や、助成期間以上継続して交付する団体については、必要性を検討しなさい」と、定められた要綱に従って正しく交付するように努められたい。この3点について、指導の、または補助金、受託金の見直しについてどのように考えておられるか、お聞きしたいと思います。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、先ほど御指摘というか、御質問いただきました3点について、瑞穂市社会福祉協議会の監査に私も補助金の交付団体として同席をしました。そのときに代表監査委員さんがいろいろな御指摘をされました。そこで私もそのところでいろいろ具体的な改善策も申し上げました。それから、その後、日にちはちょっと忘れましたが、社会福祉協議会と今後の事業のあり方について、老人福祉の関係だけでございますけれども、協議をしまして、やはり改善すべきものはしていただかなきゃいけないということで、我々の方からも提示しましたし、社会福祉協議会の方からも提案がございまして、まだそれは煮詰まっております。それは今まだ協議の段階でございまして、もう一度市としてどうすべきかを考えまして、また協議をすることになっております。

それから会費については、福祉生活課の方でこの補助金の交付の事務をやっておりますけれ

ども、会費については、監査委員さんも申し上げられましたけれども、やはり自主的な努力をしてほしいということで、私の方もそういうことは今後も指導をしていかなければいけないと考えております。

それから、3番目の繰越金の関係でございますけれど、これはそのとき私もちょっと聞いておりましたけれど、この社会福祉協議会の補助金だけではなく、市全体の補助金に対して、繰越金のあり方と補助金のあり方についてやはり考えるべきではないかというお話をされておりましたので、今の御質問の中で、社会福祉協議会のことだけではないと私は認識して監査をお聞きしておりましたので、よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 以上が21年度決算の監査に関する質疑でした。

次に、利用されていない広い土地について質疑をさせていただきます。

これは事業書には出てきませんが、附属書類つき決算書の370ページに土地の借上料1,732万円というのがございます。教育委員会ですね。この中の876万円は、これは情報公開請求をしてわかったわけですが、大月運動公園、仮称だそうですが、大月運動公園のもので、事業はしていないので、事業書の中には出てきませんが、決算書の中の370ページに出てきます。

大月の運動公園は、現在、ブルドーザーが動いていまして、土を削って土地をならしてありますが、平成12年に、ちょうど10年目だと思いますが、購入したものと情報公開請求で知りました。この土地の借上料は、先ほど申し上げましたように876万円ですが、税金を差し引きますと、およそ半額になります。478万円年間払っております。10年間払ってきたから、昔はもうちょっと安かったのかちょっとわかりませんが、3年ごとに見直しということで、10年間同じ額だったのではないかもしれませんが、およそ5,000万円払い続けて、現在何も使われていない状態です。これは穂積地区にもございまして、生津のふれあい広場もちょうど10年前に買われました。

おとといでしたか、西岡議員とずうっと見てまいりましたが、先ほどの大月運動公園は2ヘクタールですが、生津のふれあい広場は4ヘクタールです。これは今までにかけた経費が土地の購入費と整備費だけで23億6,000万円かけております。すごい金額だと思います。行ってみるとわかりますが、4ヘクタールのうち、せいぜい4分の1しかサッカーでも野球でも使わない。ふだんは、特別な行事でなければ使いませんね。グラウンドを借りるときには申し込みをしてくれということが書いてあります。両方ともこの状態のままでは非常にもったいないと。生津のふれあい広場は、西側が高いというか、小高い山のようになっていますね、築山のように。あれについても、もう3年前に、もっと子供たちが遊び場として使えるように整備してくれと言いましたら、あの土地をならすだけで5,000万円かかるから何もできませんと生涯学習

課から返事をいただいておりますが、ここは土地があるわけですから、何とか最少のお金で市民がもう少し自由に使えるように、アイデアを募集してもいいでしょうし、議会の方で相談してもいいし、市役所の中でもぜひ検討して生かしていただきたいと思うんです。

例えば、私の乏しい頭で考えたものをちょっとだけ申し上げますと、大月は整備した後ですが、生津ふれあい広場は一つ申込書なんか取らないでも、昔の原っぱのように子供たちがサッカーしたり野球したりできるようにできないものでしょうか。これが一つ目です。どちらにしてもですね、大月も整備した後は、自由に遊べるところが今、子供たちにはないわけですから、近くの公園でも、特に穂積地区はありません。サッカーしたり、ちょっと草野球したりするところはもうゼロですので、そういうふうには開放できないか、これが一つです。

それから二つ目に、例えば西小や生津小の校庭ぐらいの広さの芝生化はできないでしょうか。調べましたら、2校で約1,000万円かけていますから、1校で500万円でするわけですね。あれだけの広さの芝生化がしてあれば、そして自由に入れれば、おのずと親子や大人もちょっと入ってそこで遊べるというか、くつろげる空間ができると思います。ほかに市民の方から言われておりますのは、バーベキューができる広場がほしいと……。

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君、議案53号の質問をしてください。

3番（熊谷祐子君） すみません。じゃあアイデアはちょっとやめますが、最低の経費で、この土地を生かすような事業をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） まず大月の広場ですが、現在利用をされてないと言われましたが、現在、本来の目的とは違いますが、ストックヤードとして利用いたしておるという状況でございます。現在、見てもらいますと、伏流土が積んでありますが、約1万立米あります。この残土は国とか県の事業で出た伏流土を無償でいただいて、私どもの市の事業に利用するという事で、積算しますと、立米3,000円でも、1万立米ですから3,000万円分、この土をいただいて、いろんな工事に利用している。今度、それを敷きならすのも、この土地を利用するというものであります。本来の目的とは違いますがということです。

12年から借りておるということですが、いきさつを申しますと、この大月地域で土地改良事業が行われておりました。その中に町の持っている土地がありましたので、その土地を1カ所に集めるということで、タウンセンター構想というのを策定しまして、集約すると。そして、下水処理場もつくるということでございます。それで、町の持っている土地約1万平米を集約して、今のゲートボール場とか、現在あるところを使っております。それと、大月の土地改良の中で売ってもらえる人と貸してもらえる人ということで、土地改良の中で意見を集約して、約1万平米を売ってもいいという人がおり、購入、この1万平米を下水処理場に充てました。あと貸してもいいという人がございますが、20人ですか、約2万平米です。これを借りるとい

うことで、1カ所に、本来ですと底地換地ということで、あるところに換地するのが原則ですが、そういった方を集めて、1カ所に換地をして借りるということで現在に至っているわけです。平成12年から契約したわけですが、これは土地改良の換地によって所有権が発生してから借地契約をしているということでありますが、この下水処理場の工事が完成するまでは、下水処理場の工事のための、処理場だけじゃなしに、地域の工事ですね。そのために利用すると。下水処理場が完成したら整備をするという約束でこれを借りております。最終目標が、仮称大月運動公園という広場ですので、教育委員会で借りておりますが、下水処理場の工事が終わるまでは下水のために利用するというので、ストックヤードとしてこれも利用をいたしておりました。この利用によって、伏流土を、それも県や国からいただい分、それを換算しますと、約6,000万円分のもうけがあったというか、土を無償でいただいて、それを工事に利用できたということでございます。本来の目的とは違いますが、そういった工事をやってきた。

そして、16年に下水処理場が完成したということで、いよいよ跡地の利用についてということですが、いろいろ検討を重ねましたが、私ども教育委員会としましては、やらなければならない事業があります。学校整備がほとんどですが、本田小学校、南小学校、穂積小学校の改修、給食センターの新築、穂積中学校、巢南中学校、幼稚園ということで、私どもが予算要望で出した、事業計画で出したこともあるんですが、待ってくれと、先にどうしてもやらなければいけない事業をやるということで現在に至っております。ただ、未利用地ということではなしに、そういったストックヤードとして利用をさせていただいておるということで御理解をいただきたい。下水と今の残土と申しますか、今までにも道路整備とか水道の事業に伏流土で大いに利用をさせていただいたということをお理解いただきたいと思います。

それから、生津のふれあい広場ですが、きょう利用の実数を持ってこなかったんですが、年間に2万何人、二百四、五十回の利用がありますが、確かに言われるとおり、利用率からいってそんなに多くはないと思います。この利用につきまして、体育協会とか、いろんな団体と意見交換をしました。あそこに総合体育館が欲しいという声が圧倒的でしたが、あの土地を購入するときに起債を起こしております。それで、ほかの目的に利用する場合には全額起債返還をしなければいけないということで、当初と2回目を含めると、15億以上、20億近いお金を借りておりますので、全額一括返還をしなければいけないということで、使用目的を変えるということは無理だという判断で現在に至っておるわけです。それで、議員言われましたように、自由に使えるようにしてはどうかと、あるいは芝にしてはどうかという意見ですが、大変いい意見だと思いますので、一度検討をしたいと思います。以上です。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私の方から少し申し上げておきたいと思います。

大月の運動公園といいますか、まあ仮称でございますけど、実はこれは平成4年です。平成

3年に旧巢南町の第3次総合計画を立てました。そして、平成4年にこれをダイジェスト版にしまして全戸に配布してございます。ここをタウンセンター構想、1992年から2001年までの10年間の構想の中で出しておるところでございます。この土地を取得するのに、役場がございまして、この役場の周辺にすべての機能をタウンセンター、巢南町の機能を備えるということで、旧巢南の場合は、文化ホールとかそういったものもございません。多目的ホールがございまして、ここを文化的なことに使っておりますけど、とてもそういう関係の行事をやるには乏しいわけでありまして。そういうものを合わせまして、複合的な施設をつくりながら、周りを運動公園とかそういうことで、第3次の総合計画、1992年、平成4年にダイジェスト版で全戸に配布して、合併をしなかったら、これはもう既に整備がされているものであります。土地の取得は、土地改良は大月地域だけができておらないということで、土地改良をお願いをすることで進めてまいりました。先ほど教育次長の方から言いましたが、ここに下水の処理場1万1,000平米もっておりますが、要するに、その間にいろんな事業をやりました。そのときの土地を、特に東海環状東周りルート工事の土、山土のいいのを、これも相当あそこにストックしてもらいまして、旧巢南の事業、いろんな事業に使った。そのお金だけでも何千万というお金が浮いておるわけで、いろんな事業に使いました。そういうふうでございますし、現在も、これも国土交通省とか岐阜土木事務所の関係の土をいただいてストックしてございます。これをこっちはそれを整地したい。もうできれば、本当に早くもとの計画どおりにしたいわけでございますが、合併して、おくれた部分、やらなくてはいかん部分、どんどん事業をやっております。ですから、できんのが状況でございます、本当に早く、平成22年度予算で当初見たいと思っておったわけですが、とてもこのリーマンショックの関係で大きな税収が減ったということで、事実は削ったような状況でございます。本来でございましたら早くしたいと、こういう状況でございます。

そしてもう一つ、生津の方の関係におきましては、今も申し上げました合併と同時に、これは旧穂積町の方で買われておりました。約20億円で買われております。それを合併特例債に借りがえをされた。そのときの条件がありまして、合併特例債108億のうち16億5,000万、一番初めにここに借りがえ、前のを返して合併特例債を充てた。その条件がありまして、そこはいろんな要望がございまして、その事業をやらうとしますと、それを返さなくてはいけません。合併特例債の関係は、そっくり返さないと新しい事業を起こすことができないと、そんなような状況になっておるということを先ほど申し上げたところでございますので、御理解をいただきますように、旧巢南の運動公園にしましても、第3次総合計画、後ほどダイジェスト版を持っておりますのでお見せします。きちっとした計画を持って取得をしておったところでございますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 大がかりな事業化をすれば、目的がえのために起債を全部返さなきゃならないというのはあると思いますが、先ほど議長からちょっと発言をストップさせられました。例えば築山のところに木を植えるだけなら、これは目的外にならないんじゃないかと思いますが、瑞穂市には林というものが1カ所もないですね。森はもちろんないわけですが、それだけでも、木を植えて、かなり広いですね、あの築山は。例えば、さっきも幾つか申し上げましたが、お金をかけず、目的も変えなくてもできる事業というのをやっぱり頭で考え出すことだと思っんです。とりあえず使わなければもったいないです。何らかの方法で、後、困らないような、そしてとりあえず市民がああ広い両方の土地が使える方策をぜひ考えていただきたいと思っんです。

次に、決算書の図書館に関してですが、事業報告書の73ページに図書館費がございます。あの図書館には事業費を1億円かけておりますが、大変利用者の多い、市外からも瑞穂市の図書館を利用する人が多い図書館だと思っんです。この事業報告書によりますと、平成21年度で入館者数が、これは延べだと思っんですが、15万8,000人ですかね。これは見間違えじゃないかと何度も確認していますが、1万ではありませんね。およそ16万人が使っているわけですね。時々行きますが、大変使い勝手のいい、気配りの行き届いた設計になっております。それで利用者が多いんだと思っんですが、よその図書館にない特徴が幾つもございますが、その一つはパソコンが使えることです。ほとんどの机の横にはコンセントの差し込み口があって、パソコンが使えます。それで、市民から要望が出ておりますのが、あれだけの設備がしてあるんだから、もう一步、無線LANの設備をしてほしいと。これは5万から10万でできるそうですね。業者を選べば、5万円ぐらいでもやるところがあると。「そんなに安くできるの」と言っんですが、できるそうです。ぜひあの図書館の、大変瑞穂市としては誇れる設備をなお使いやすくするために、たった10万ぐらいでできるそうですので、無線LANが使えるようにしていただきたいと思っんですが、今後いかがでしょうか。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 私ども、どうしたらいいのか掌握していませんので、一度その内容を検討させていただきます。

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君に再三申し上げます。議案53号の質問をしてください。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 国会を見ていましてわかりますし、池上彰さんのニュース解説……。

議長（小川勝範君） 余分なこと、しゃべらないように。

3番（熊谷祐子君） あれを見ましても、予算・決算議会というのは事業全般について言える

ということを、池上彰さんもこの間もテレビで解説していました。御理解ください。

最後に、事業報告書の35ページですが、ふれあいホームみずほの利用についてです。これもたびたび今まで申し上げてきましたが、ふれあいホームみずほは、瑞穂市の障がい者の生活訓練所となっております、条例上、18歳以上の使用となっております。それから、知的障がい者と療育手帳を持っている者というのが条件になっています。しかし、最近では発達障がいの子供・大人が大変認知されるようになっておりまして、発達障がい児、発達障がい者、その家族にとりましては、生活訓練と、それからコミュニケーションに著しい障がいがございますので、親子、家族、兄弟も含めて、現在、伊自良苑の方が指導に入っておりますが、伊自良苑とも話をしておりますが、こういうところで宿泊して一緒に生活することは大変訓練になるというお答えをいただいております。それを拡大していただきたいと思います。それで、現在のところは使えるそうです。市長が認める者という範疇で発達障がいも認めるそうですが、18歳以上となっておりますので、発達障がいの子供と親は使えないわけですね。今まで何度も言ってきましたが、子供や家族も使えるように条例改正が必要ならば改正をして、この事業をはっきりと拡大していただきたいと思います。

もう一つは、相談支援事業の委託料が247万2,000円と事業報告書にございます。そのすぐ下にございますが、ここにも知的が2、精神が3事業所に委託しているところございまして、実際には発達障がい児(者)の家族の相談にも応じているというふうにあります。そうであれば、広報とかホームページにはっきり知的や精神というふうには書かないで、もう一つ、発達障がいの相談にも応じているということが市民にわかるように、せっかく事業をやっているのであれば、これからは明記していただくようにと思いますが、以上2点、相談事業とふれあいホームみずほの利用についてです。お願いします。

議長(小川勝範君) 宇野部長。

福祉部長(宇野睦子君) それでは、熊谷議員さんの御質問にお答えします。

ふれあいホームみずほでございますけれども、この建設に当たりましてですが、趣旨としましては、県の知的障がい者ふれあいホーム運営事業というのがございまして、その中で、ちょっと読ませていただきますけれども、いわゆる親亡き後、対策として、ふれあいホームにおいて、他者と協働・協議して生活するのに必要な訓練を行い、地域社会での独立した生活と社会参加の手助けをすることを目的とするということの趣旨を踏まえてこれが建ったと聞いております。それで、先ほど議員御指摘の条例の中に、訓練対象者として18歳以上であるというものは、やはりそういう趣旨が含まれて、この18歳以上と記載がされているものと私の方は理解しておりますけれども、その中で議員御指摘というか、御要望の発達障がい者のそういう方たちの親子でふれあい、コミュニケーションをする場所とか、それから生活訓練の場所としてこの施設を使うことはどうかということでございますけれども、この条例の中の13条に目的外使用

というのもございます。またそういう御要望をいただければ、私の方として、この条例の中で考えさせていただきまして、それに対応できるように協議させていただきたいと考えております。

それからもう1点でございますけれども、相談支援事業の委託に247万2,000円の5事業として、知的の関係で2事業で、精神の関係が3事業として委託をお願いしているんですけれども、その関係で、この件に関して、毎月、広報等でお知らせしておりますけれども、広報等の中で先ほど議員御指摘の発達障がいに記載してはどうかということでございますけれども、そのほかにもうつ病とか強迫性障がいなどもございます。そうすると、いろんなものを全部、広報の紙面の限られた範囲内で書かなければいけないということで、ここで私の方は「など」という表現をさせていただいておりますけれども、障がい者の中でちょっと広報を見ますと、「(知的)(精神)」という言葉が使われておりますので、これに対しては、私もきのうちょっと広報を見させていただきまして、やはりこれでは市民の方の十分な御理解がいただけないと思いますので、来月号、間に合うかちょっとわかりませんが、今後この表現は変えさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

〔挙手する者あり〕

議長(小川勝範君) 熊谷祐子君。

3番(熊谷祐子君) 今の御答弁の中にありましたうつ病というのは、精神障がいに入っておりますので、せっかく事業をやっておるのですから、先ほど宇野部長の言われました改善というか、見直しをしましたら、PRもきちんとしていただきたいと思います。18歳以下でも使えること、それから規則の中では定員が4人までとなっておりますが、家族とか、例えば2家族の場合だってあるわけですから、部屋数は使えますので、この規則の4人までも見直していただきたいと思います。現在、1週間1度、金曜日に泊まって土曜日の朝帰ると、これが1回につき利用が二、三人だそうです。定員が4人までとなっております。あれだけの設備を持っているまちというのは近辺にないと聞いておりますので、委託されている伊自良苑の方では、瑞穂市をそのような事業の拠点にしたいというお考えも持っているそうですので、本巢も大垣も南の方も使えるような施設にぜひ、もったいないですので、あれだけの施設を。もっと大勢の人が使えるように拡大していただきたいと思います。以上でございます。失礼いたします。

議長(小川勝範君) ほかに質疑はありますか。

〔挙手する者あり〕

議長(小川勝範君) 4番 西岡一成君。

4番(西岡一成君) 何点かお聞きをしたいんですが、詳細な部分につきましては、総務常任委員でございますので、そちらの方で御質問を申し上げたいと思います。

まず一つは……。

議長（小川勝範君） 西岡一成君、議席番号と名前を教えてください。

4番（西岡一成君） あっ、失礼。議席番号4番、改革の西岡一成でございます。

1点目は、市税の滞納処分についてであります。決算事業報告書によりますと、差し押さえ件数242件、そのうち不動産が4件、そして債権が238件となっておりますけれども、そこで、これまで共産党の議員が取り上げておられますが、実質年金として振り込まれたお金に対する差し押さえ、この事例は何件あるのか、そのことをまず御報告いただきたいと思います。それを踏まえて順次質問をさせていただきます。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） ただいまの西岡議員の御質問に対して答弁させていただきますが、報告書の29ページでございます。その中の4番の収納事業、(3)の滞納処分の状況ということでございますが、経過はいろいろございますが、徴収、滞納処分の方法も、過去からいろいろ時代が変わって、当初の場合ですと、電話債権の差し押さえ、さらに不動産の差し押さえ、それらの価値観がなくなることによって、インターネット公売等によります動産の差し押さえ公売、さらに今現在は債権の差し押さえという方向に移りつつありますが、御質問の債権の238件という件数でございますが、この中には、ちょっと確定の数字ではないんですが、確定申告の還付金ですね。この差し押さえというのが50件ほどあるというふうに想定しております。それ以外に生命保険等の差し押さえ換価というものもございます。それと、年金だけでは何件という断定はできませんが、預金という考え方で、払い戻し請求権の差し押さえという形で対応しておりますが、その詳細につきましてはまた調べて御報告させていただきますが、徴収の方法としては、債権、預金等の差し押さえ、さらに換価するという方向に移っていているのが事実でございますので、よろしく願いいたします。換価代金につきましても、現金でございますので、100%の換価代金になってくるというふうに考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） ということは、実態として年金である預金に対する差し押さえの件数は具体的には把握をしていないということでしょうか。

議長（小川勝範君） 伊藤部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） 年金、さらに給与等、いろいろ預金の中にはあると思われませんが、その年金の種類もいろいろございますし、そのあたりの詳細な分析までして差し押さえというデータはとっておりません。それぞれの預金通帳の中を見に行くとか、そういう形でもないもんですから、残高照会ということで対応しておりますので、それらの預金内容の種類までは具体的に把握できないのが現実でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） できないということですが、滞納整理に当たって、当該の本人とひざを突き合わせて事情をお聞きすれば、具体的な内容というものが順次明らかになってくると思うんですね。ということは、そういうことをやってないから、中身がわからないということになる。ただ、共産党の議員が質問されたように、現実的には年金として振り込まれたものが差し押さえられているという事例を話されたわけですね。ということは、現実的にあるということなんです。ですから、この問題をどう考えるかと。どうすればいいかということで、あえてお聞きをしておるわけですが、そういう立場から、まず本来、年金というものは全額差し押さえ禁止になっているという、このこと自体はまず間違いないですね。

議長（小川勝範君） 伊藤部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） おっしゃるとおりでございます、給与等と同じで、ルール計算がございますので、それは承知しております。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 年金は本来、全額差し押さえ禁止である。それはなぜですか。その理由は。

議長（小川勝範君） 伊藤部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） 生活の保障をするがための最低限の給付という目的の年金という形になろうかと思えます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） そのとおりだと思いますね。やはり人間としての生存を最低限保障する。何人といえども、それを差し押さえして、その人の生活を剥奪するということとはできないという、まさにこれは日本国憲法の生存権を規定した25条に由来する問題だと思うんですね。それはそうなんです。じゃあ、だったら、実態として年金しか収入がない、その人の口座にその年金が振り込まれたら、それはなぜ差し押さえできるんですか。じゃあその根拠について、差し押さえしているわけだから、差し押さえできると思ってやっているわけだから、その根拠はどういうところにおいてやっておるんですか。

議長（小川勝範君） 伊藤部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） その根拠と申しますと、我々公務員、徴税吏員を拜命させていただいておるわけですが、地方税法の中で個別の税それぞれ、市税でいえば市民税、固定資産税、軽自動車税、それぞれ税目が規定されておるわけですが、その税目

の中に、滞納が発生した場合は直ちにその財産を差し押さえなければならないという規定もございます。それを我々税務課職員は、それを職として今対応させていただいておるといことから、差し押さえをしなければならない。そればかりではございませんが、その規定を重んじて対応をさせていただいておるのも一部ございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 滞納することによって、じゃあ、その人の持っている財産を直ちに差し押さえしなければならないんだと書いているから差し押さえするんだと言うんだけど、その前に答弁されたように、まず人間として一番大事なことは、生存すること、生き続けること、そのことがなければ、その次の一切の行動というものはありません。どちらが優先するかということなんです。どちらが優先するんですか。

議長（小川勝範君） 伊藤部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） 確かに議員おっしゃるとおり、憲法25条、これはもう何度もお答えしていますように、承知はしております。さらに私ども、職務の遂行という点も考えておりますし、そこで預金の差し押さえという行為に至るまでにはいろんな手順を踏んで実際やっているわけですね。これが何にも反応がない、何ら呼びかけても面談もできない、夜、家に訪問させていただいても会えない、もうそういう方に対しては、悪質とまでは言いませんけれども、状況的にやむを得ない状況という判断のもとに預金等の差し押さえはしております。面談できた方、この方については、もう間違いなく分納制約とかお話をして差し押さえに至るような事態にはなっていないのが現実でございます。さらに、差し押さえしたことによって、役所の方へ訪問されて、そこでお話をして、あっ、かえって早く来てよかったなという状況で円満に解決する事例も多々あるように考えておりますので、とにかく本人と面談、接触ができるようにということで税務職員も心がけて、現場等も臨戸したり、いろいろ対応しておりますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 職員の御努力については敬意を表するわけでありませぬけれども、やはり事は生存に関する問題であります。ですから、全く何の反応もなければ、ないほど、その実態、事情がどうなっているのか、そのことをつかむ努力をするしかないんですね。大変であったとしてもね。そういう意味で、私は生存というものが大前提である。人間として生きること、健康であれば、職安に足を運んで、仕事を探して、自分で満足する仕事でないにせよ、働くことができるかもしれない。お金が入ってくるのが可能になるかもしれない。その環境を行政がどう援助していくのか。このことが非常に大事なんですね。ありきたりの法令で、それを当て

はめて、官僚的に事をすれば解決するという問題ではないんです。

ちなみに、これは最高裁の平成10年2月10日の判決、そう御存じだろうと思うんですけども、これはまさに差し押さえ禁止債権が受給者の預金口座に振り込まれると、これは預金債権になる。そうすると、差し押さえ禁止債権としての属性というものは承継しないんだ。だから、差し押さえ禁止債権が転嫁した預金債権に対して差し押さえや相殺を認める、こういう判決を出しておるんですね。ですから、全国津々浦々の自治体は、究極にはこの最高裁判決を武器にして差し押さえをやるということなんです。そのほかの地裁の判決も、それを踏まえたものが出ております。しかし、最近の動向はどうなっているか。今の菅首相が財務大臣のときにどういふ答弁をされておるか、そのことについては御存じですか。

議長（小川勝範君） 伊藤部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） そのお話は以前、土田議員さんの方からお示しいただきまして、ちょっと内容は詳しくは承知しておりませんが、それはお聞きしたと認識しております。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 私も詳しく存じておるわけではないんですけども、こう言っています。現金で受け取れば、それは差し押さえの対象にならなかつたんでしょけれども、国家が直接現金で渡せば。ところが、実際そんなことになってないでしょう。口座振り込み、それ以外の選択がない状況にまず置かれているんです。ですから、現金でやればそういうことはなかつたんでしょけれども、実質上、ほとんど残高のない口座に振り込まれたものまで、まさにねらい打的に差し押さえるというのは法律の趣旨に反すると、こうやって答弁しておる。極めて私は常識的で妥当な認識であるというふうに思っています。我々も、年金が口座に振り込まれたら、それは年金だ、年金だという意識の方が強いですよ。それを要するに預金債権なんだと。だから年金じゃないんだから押さえてもいいんだと、このようには考えないですよ、やっぱり。もっと素直に、実態に合ったように考えます。そして、先ほど申し上げたように、行政というのは住民の生存を側面的に精いっぱいやれる範囲の中で支えていく、そのことが仕事なんですね。地方自治法上の住民福祉の向上ということから考えて、当然のことなんです。ですから、そういう答弁があって、さらに平成20年の1月24日に神戸地裁で判決が出ておるんですよ。つまり、その年金しか振り込まれていない、その人のを差し押さえたんですね。それについて実際どうなんだということ争って、判決が出ておるんですけども、これをもう1回言いますけれども、平成20年の1月24日、これをぜひ検索していただきたい。

つまり、前にも言いましたけど、特に行政というのは、そうやって住民の福祉の向上のために必要なわけですから、常に腰を上げて、右見て左見て、どこも見て、いつでも動ける体制。

スポーツは何でもそうだと思いますけれども、特に武道なんかやっていると、本当にもう一瞬の相手の動きというものに物すごい敏感になって対応しますよね。そうでないと、一瞬に投げられちゃう、やられちゃう。だから、そういうふうな身の構え方でもってやる。

どういう結論かというのと、「本件口座に対する本件差し押さえに係る預金債権84万6,971円は、本件口座に入金された申立人の年金が預金債権となったものと認めるのが相当である。そして、年金債権が差し押さえ禁止債権であることからすれば、本件口座の預金債権に対する差し押さえも禁止されると解するのが相当である」と、こういう判決が出ておるんです。これも極めて妥当な、一般人の常識にかなう判決内容ではありませんか。平成10年に最高裁の判決が出ているけれども、平成20年の1月24日に神戸判決ではこういう判決が出ている。行政は、そのどちらの立場に立って具体的な行動をとるのかということなんです。これが基本だと思うんですね。この基本を踏まえて、先ほどの大変困難であるけれども、なかなか連絡もされないという人に対しても、その実情を把握する。そうすると、こういう状態の人がその中におられる可能性も高いですよ。その人の生というもの、生きるというもの、それを精いっぱい支えていただきたいんです。我々も支えなければいけないんです。ところが、やはり腰をおろして、いわゆる予定調和的に運営という形で事が流れていく。職員の皆さんの労働強化の問題もあって大変だというふうに思うけれども、もう一回、行政の基本的なあり方について、人間が生きるということのお互いこの大変さ、そしてそれを支えるということの役割、責任、こういうものをやはり一つ一つの具体的な住民の実態を踏まえて行っていくということが私は必要であるというふうに痛感をしておる次第であります。したがって、こういう場合には、やっぱり差し押さえはできないんだと、生存がとにかく優先するんだというふうな方向でまず検討をしていただきたい。ここでそれをやりますとすぐ言えるには時間が短過ぎるとするならば、私が今申し上げたことを含めて検討していただいて、こういう今の神戸地裁の立場と、平成10年の最高裁の立場と、それに追隨する地裁の立場があるけれども、瑞穂市の場合は神戸地裁の判決の立場に立って行政を行っていく、こういう方向でぜひ努力をしていただきたい。そのことについてちょっと答弁をいただいて、そして市長も答弁をいただきたい。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私の方から、滞納処分のおきまして御質問をいただいております。それぞれ市民部長の方から御答弁をさせていただいたとおりでございます。この滞納整理に当たりましては、最終、差し押さえに行くまでに相当な心遣いをして整理をさせていただいておることも、議会の皆さんも御理解をいただいております。そんな中におきまして、年金の関係におきましては、今いろんな判例を挙げて御指摘がございました。憲法第25条の生存権のことについて、ここら辺も踏まえまして、さらに私ども、もう少し深くしっかりとそこら辺のところを見きわめながら、どうしてもそういうようなことに至るときは、私の方

にも相談をしてもらうにうにして、しっかりと取り組んでいきたいな、前向きに検討していき  
たいと、このように思っておるところでございますので、御理解をいただきますようによろし  
くお願いを申し上げて、答弁とします。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 一つでやめておこうと思ったんですけど、今の答弁を聞いて、やっぱり  
もう一つだけ言っておこうかなと思ったんです。それはどういうことかという、やっぱり行  
政の予定調和的な構え、もっと言葉を悪く言うと、思考停止的な構え、その場をとにかく流せ  
ばそれでいいという、こういうことであっては断じてならないという思いが頭にぼっと一瞬ひ  
らめいたから、あえて言うんですけれども、例えばそういう例として何があるかという、要  
するに瑞穂市勤労者生活資金融資ですね。それとあと中小企業の損失補償、これは報告書を見  
てもらおうとゼロ件ですよ。私、毎年のように言っていますよ、どうなっているんだ、どうな  
っているんだと。これ、ゼロ件ですよ。ゼロ件で、また同じように、総括もせずに来年度も200  
万円しているから、それでまたやるんだとかいうことでは、やっぱりいかがなものかというふ  
うに思うんですよ。実際問題、我々住民相談で個人的にお金を借りるのに保証人がいないから  
保証人になってほしいとか、逆に西岡さん、お金を貸してくれとか、僕あるわけないんだけど。  
そういう話がいろいろあるんですよ。職安と一緒に仕事を探すとか、いろいろあるんだ  
けれども、実際、市のこういう制度があっても、件数ゼロになっておる。そのギャップのと  
ころが、これ何でだろうなあというふうに思うんですよ。住民相談をやってみえる議員さんの  
ところには、恐らくそういう人たちは結構見えると思うんですね。

そうすると、やはり私は、例えばこの勤労者の融資の問題にしても、20歳以上の者で同  
一事業所に1年以上勤務している者、返済が確実にできる者とか、連帯保証人が1人以上であ  
るとか、そういう条件が一つ、二つ、三つと重なってくる中で、相手と話をしていると、いや  
あ、とにかく仕事を首になっちゃって、仕事がないから返済できないという話になっちゃって、  
この今挙げた例えば三つの要件から外れちゃうわけですよ。けれども、その人は、もし職安に  
行って仕事が見つかって働けるようになれば、例えば1日7,000円で20日行って14万、いろん  
なものを引かれて手取り10万ぐらいになったとしても、そのお金が入るようになれば、それは  
将来において具体的に借りたやつを返済できる可能性を持ってくるんですね。しかし、そんな  
ことは危険だから貸さないと行ってしまえば、例えばその人についてはまるっきりもう道がな  
くなっちゃうんですよ。ですから、知恵ですよ、知恵。つまり、要綱も変わらない。そして、  
件数もゼロで変わらないとかいうことのまま、1年、2年、3年とこれから推移していくとす  
れば、そもそもこの予算に計上することの意味自体があるのかということになるでしょう、こ  
の事業について。ないものを上げているということになるでしょう。総括もされてないという

ことになるでしょう。それはだからあえて一つの例を今取り上げていますけれども、先ほど申し上げたように、行政の側が予定調和的に運営をするという気持ちであると、1人の人にとってみれば大変な問題なんです、生活するというね。その人を切っていくことになっちゃう。ですから、やはり一人は万民のために、万民は一人のためにと言われるように、住民の一人ひとりの問題を解決するためにできることは、知恵を使ってできることであるならば、それを腰を上げて考えて、具体的な施策としてやっていこうじゃありませんかと、こういうことを申し上げておるわけなんです。ですから、私が今申し上げたことを踏まえて、執行部はこの問題をどう考えるのか。今言っていますこの問題だけじゃないですよ。そのほかすべてのことにかかわる問題として言っておるんですよ、この例だけね。それ、ちょっと答弁してください。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） ただいま西岡議員から御質問のありました勤労者の生活資金、それから住宅貸付、中小企業の関係につきましては、以前にも議会の方で一般質問が土田議員さんの方からありました。それで、答弁させていただきましたように、東海労金の方が行っています。中小企業の方は大垣共立銀行にお願いをしております。それで、金利等、先ほど西岡議員言われましたように、いろんな条件がございます。これにつきまして、何とか改善、そして利用者の要望にこたえられないかということで協議をしてきましたが、なかなか難しい状況、そして他市町も同じようにやっておりますので、引き揚げも含めて逆に東海労金の方はという話まで出てきました。それで、今後その辺について、ただし、この預託金につきましても市民の税金でございますので、その辺のこと、回収が不可能になるとか、いろんなこともございますので、こういうことも含めて一度改善できる余地があるかどうかについても検討を始めたいと思っております。御理解いただきたいと思います。以上でございます。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時58分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第5 議案第54号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第5、議案第54号平成21年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6 議案第55号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第6、議案第55号平成21年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7 議案第56号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第7、議案第56号平成21年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第8 議案第57号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第8、議案第57号平成21年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第9 議案第58号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第9、議案第58号平成21年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第59号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第10、議案第59号平成21年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第60号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第11、議案第60号平成21年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第61号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第12、議案第61号平成21年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

1点だけお聞きをしておきます。

有収率についてであります。これは平成16年度で86.7%、21年度で76.2%、9.5%減になっているわけですね。それが一体どういう内容でこうなっているのかについて、御答弁をいただきたいと思います。

議長（小川勝範君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 失礼いたします。これは、漏水が原因だと思われるものでございます。その調査の方は毎年行っておるわけなんです、決算のときの意見書の結びの方でも書いてあるとおりでございます。 「有収率向上を図る為、早急に原因を究明し、豊富な水源に恵まれているとはいえ、コスト削減に努められたい」ということで、真ん中の方で監査委員さん等の方からも御意見をいただいております。それから、決算書の6ページの方にも、今、議員の方から言われたのが、対比の年度数がちょっと違いまして、これは前年度との対比のことを書いておるわけなんです、78.97%から76.17%に年々これも差があるものでございまして、漏水的なものでございますので、よろしく願いいたします。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第62号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第13、議案第62号平成22年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 12番 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 議席番号12番、日本共産党の小寺徹でございます。

日程第13、議案第62号平成22年度瑞穂市一般会計補正予算について質問をいたします。

今回の補正予算は、歳入で11億3,300万の増収となっております。その主なものは、市税が1億5,000万、地方交付税が1億6,000万、繰入金が5億9,900万、市債が1億9,000万という状況でございます。歳出に当たりましては、基金への積み立てが財調が6億9,000万、下水基金が1億5,000万ということで、ほぼ基金に積み立てられて、主な事業は公園用地確保のための

2億円が事業の目玉の状況となっております。それでお尋ねします。この公園用地の確保について、説明では12カ所候補があると。さらに、22年度の予算の中で部からは公園用地の予算要求が出てきたけれども、財政困難ということでカットした部分であるということで、今回こういう収入が11億3,300万あったので、追加してこの公園用地を入れたという説明がございました。それでお尋ねしますが、この12カ所の中をどのようにして絞って用地を選定していくのか、その方法についてお尋ねをいたします。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） さきに全員協議会の方で12カ所の箇所につきまして資料を配付させていただきました。その中で今回の産業建設委員会等にも諮りまして、客観的、また主観的に位置を決めていきたい。他の地域の用地の取得の状況、それから周辺の公園の位置とか、いろいろなものを勘案しながら、その辺は調整を図っていきたいと考えております。よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 地域的に計画の中でここに欲しいという、要するに都市整備部の人から客観的に見てここに必要だなあという土地と、地元から要望が出ておるやつと、いろいろさまざまあるわけですがけれども、その辺をどう調整するかというのは非常に難しいと思うんですね。そういう中で産業建設委員会の中でいろいろ調査をし、協議をして決めていくという答弁でございますけれども、産業建設委員会も非常に難しい判断を迫られるということを思いますので、ぜひ慎重に、十分調査をして審議をしてほしいということが一つでございます。

さらに、土地というものは、いろいろ利害が絡むことがあるわけですね。そういう点で、お互いに市民から不信を持たれるようなことはぜひなくしていかないかんということがあると思うんですね。この12カ所の中で議員の関係する土地があるのかどうか、そこだけ確認したいと思ひますが。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 直接はあれですが、そのような話は聞いておりますが、ちょっと答弁は差し控えたいと思ひます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） そういうような疑惑を持たれるようなことがないように、ぜひひとつ産業建設委員会の中で議論をしてほしいということを申し上げておきたいと思ひます。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番、改革の熊谷祐子です。

私も小寺議員とほぼ同じ質疑なんですが、執行部の御答弁が大変抽象的でしたので、もうちょっと具体的にお聞きしたいと思います。

まず、資料は12カ所候補地が出ていて、9候補地は民有地、3候補地は市の普通財産ですが、初め口頭では14カ所候補地があるというふうにお聞きしましたが、12カ所で、14カ所は間違いだったのかどうか、これが1点です。

それから、やはりどういう基準で2億円分の選定をしていくのかということですが、お出しいただいた資料、9月3日にいただいた資料の右側の備考欄には地元要望ありというのがほとんどで、それから1カ所、コミュニティーセンターに併設予定というのがございますが、これら9カ所については要望がいつからあったのか。より古いものを飛び越して新しいものを選ぶときには、それなりの理由が地元の方たち、要望者に必要だと思いますので、要望の時期をきちんと出して、産建の常任委員会で検討していただきたい。

二つ目に、近くに公園があるかないか、児童公園も含めてですね。ちょっとこれを、地図もお出しいただきましたので、見てみると、近くに2カ所あると。今度は三つ目だということもございます。そういうところを優先してもいいものかどうか。

それから、今も指摘がございましたが、やはり議員に関係した土地というのは優先的にはできないのではないかと思いますので、その3点ですね、ちょっとお答えいただきたいと思います。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） まず1点目の14カ所が12カ所になっている点でございますが、これにつきましては、22年度当初予算で計上しております本田と中宮の方の公園については、当初まだよく絞り込みができていませんでしたので、14カ所というお話をしましたが、実際には2カ所は動いておりますので、この2カ所を省かせていただきました。

それと2点目でございますが、近くにあるとか、地図の方を提示させていただきましたので、児童公園や都市公園の位置がございまして、こういうものとか、土地の単価とかなんかも含めまして検討もさせていただきたいと思っておりますし、地元要望の要望順ですね。要望順というか、要望の日にちについては、要望書を産業建設委員会の方では提示したいと思っております。

それと、先ほど言われましたように、疑惑をなるべく持たれないような努力をしていきたいというように考えてございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 1点だけ再質問させていただきます。

単価のことを言われましたが、土地の単価、単価が高いところは高いので買わないという答弁が、あそこは高いから買わないという答弁が前にあったんですが、単に高い、安いというのだけで判断すると、当然、単価が高いところというのはなかなか公園ができていかなくなりますよね。ですから、単に高いから買わないということだけではなく、高くても、高いからというか、今まで公園が何も無い箇所というのがあるわけですから、そういうところは当然地価が高いから買わないといったら、ずうっとそこに公園ができないわけですから、そういうこともきちんと話し合って考慮して決定していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） ここに、白いところに入れておりますのは、うちが想定している単価でございますので、これについては当然、想定の中には相手も確定している土地もございますので、鑑定等をとってということにもなってきますし、相手から既に単価の提示がある物件もございますので、総合的に判断して決めることではないかというふうに考えております。以上でございます。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第63号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第14、議案第63号平成22年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第15 議案第64号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第15、議案第64号平成22年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第16 議案第65号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第16、議案第65号平成22年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第17 議案第66号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第17、議案第66号平成22年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第18 議案第67号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第18、議案第67号平成22年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第19 議案第68号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第19、議案第68号平成22年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第20 議案第69号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第20、議案第69号平成22年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第51号から議案第69号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

散会の宣告

議長（小川勝範君） 以上で本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さんでした。

散会 午前11時22分